

監 査 報 告 書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下「センター」という。）の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第9期事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ、本監査報告書を作成したので、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

監事は、一般に認められた監査手続に従い、理事会に出席するほか、役員（監事を除く。以下同じ。）等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、事務局等において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表（損失の処理に関する書類を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュフローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示していると認めます。
- (2) 損失の処理に関する書類は、法令に適合していると認めます。
- (3) 事業報告書は、当センターの業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 決算報告書は、当センターの予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (5) 役員の職務執行に関し、不正の行為または法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められません。
- (6) 会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成30年6月25日

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

監事

中 町 誠



監事

鷺 川 正 樹



平成30年度 定期監事監査概要説明書

1 監査結果の概要

重大な不正や法令違反は認められず、概ね適正に管理・運営が行われている。なお、法人が抱える諸課題について改善に向けた取組がなされているが、引き続き改善が必要な事項については、以下に示す通りである。

2 是正または改善要望事項

【業務運営に関するもの】

① 働き方改革等の対応について

昨今、医師の過労死や過重労働等が大きな社会問題となっており、センターにおいても、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」や国の働き方改革の動向等を踏まえて、職員の労働時間の適切な把握・管理に努められたい。

また、労働条件の不合理的格差を禁じる労働契約法第20条の解釈に係る本年6月の最高裁判決の内容を踏まえ、センターにおける正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と同一内容の業務を行う非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、など）の間の不合理的待遇差（とりわけ手当関係）の解消については、センターにおいても、実態把握に努め、適切に対応されたい。

② 人事管理について

労災事故については、前年度からの改善傾向が見受けられる。労災事故ゼロに向け、引き続きより一層の努力に努められたい。

また、年次有給休暇取得率についても、有給休暇の取得率改善に向け、有給休暇を取得しやすい職場環境づくりに努められたい。

③ 各種手当の支給状況

各種手当について、給与規程の支給要件に沿った支給がなされているかどうか、特に昇格等により受給資格要件が変わる手当について、サンプリング調査など、過年度分の検証を行うとともに、ダブルチェックシステムなどミスが発生しにくい体制の構築に努められたい。

【財務会計に関するもの】

① 財務業績等の評価及び分析方法について

現在の医療制度下においては、人材や施設設備等の資源投入が医療の質の向上には重要であるが、一方で費用の伸びが収入を上回るなど、必ずしも収支改善効果に直結していない。そのため、他の都立病院、または独法病院とのベンチマーク分析等により、センターの経営パフォーマンスを実証的に且つ客観的に比較・検証するなど、財務業績の評価手法を検討する必要がある。

平成 30 年 6 月 25 日

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

監事

中町 誠



監事

鶴川 正樹



